

故届出規程（昭27・7・1運輸省告示第199号）・軌道運転事故届出規程（昭27・7・1運輸省建設省告示第1号）・専用鉄道運転事故届出規程（昭27・7・1運輸省告示第200号）および索道運転事故届出規程（昭27・7・1運輸省告示第201号）による事業者の届出によって事故防止対策の資料としている。

1 事故の種類別

運転事故は、事故の結果によって事故の種類が定められている。2以上の種類にあたる事故が同時に発生した場合は、その列記順序にしたがい先位の事故種類によって処理される。また事故の種類は国鉄・私鉄によってつぎのとおり若干の相違がある。その相違を生じたおもな原因は私鉄においては、索道のような特殊なものがあること、道路上に敷設された線路があること、および統計整理等の必要上電気関係の事故を細分したことによる。

国 鉄

(1) **列車衝突** 同一線路上において運転中の列車が相互衝突したとき、または運転中の列車が停止中の列車・車両と衝突した場合をいう。

(2) **列車接触** 異なる線路を運転中の列車が相互に接触したとき、または運転中の列車と停止中の列車または車両とが接触した場合をいう。開放した車扉または側板・荷くずれのため突出した貨物に接触した場合はこれに含まない。

(3) **列車脱線** 運転中の列車または停止中の列車が脱線した場合をいう。事故のため車輪が浮き上がった場合、または運転中脱線した車輪が自然に復線した場合を含む。

(4) **＊トロリー衝突** トロリー（トロ・ハンドカー・モーターカーおよび軌道自転車）と運転中の列車が衝突または接触した場合をいう。停止中の列車にトロリーが衝突または接触した場合および列車が取りはずしてあるトロリーと接触した場合は含まない。

(5) **車両脱線** 車両が事故のため軌条からはずれた場合または浮き上がった場合をいう。運転中脱線した車両が自然復線した場合を含む。

(6) **車両逸走** 列車または車両が停車場外に逸走した場合、留置した車両が側線から本線路に、または停車場間の途中に遺留した車両が停車場内または閉塞（へいそく）区間外にわたって逸走した場合をいい、側線内での逸走は含まない。

(7) **閉塞違反** 所定の閉塞手続が完了しないのに、その閉塞区間に列車が運転した場合をいいつぎの場合も含む。

ア 通票を携帯しないか、または異区域の通票で運転したとき
イ 隔時法施行の際所定の時分より早く出発したとき
ウ 自動閉塞区間を運転する列車が打合わせを行わないで退行したとき
エ 列車に対する閉塞に承認を与えたのち、その列車に対する場内信号機の外方にわたって車両の入換をしたとき
オ 徐行許可信号機の設けのない閉塞信号機の停止信号に対して、停止せず進入したとき。

(8) **信号違反** 列車が停止信号を冒進（後述）した場合、または信号を誤認して異線に進入した場合、あるいは列車または車両が進路支障中にもかかわらず進行を指示する信号を現示した場合をいい、通過列車に対して通票受授の手配が完了していないのに進行を指示する信号を現示した場合を含む。

(9) **異線進入** 信号の機能故障による錯誤現示のため列車が信号の指示する線路と異なった線路に進入した場合をいう。

(10) **列車分離** 列車が運転中または出発・停止の際、衝撃その他の原因により車両間が分離した場合、および列車が後部車両を遺留して停車場を出発した場合をいう。

(11) **列車妨害** 列車に対して投石し、発砲し、線路に障害物を置いたり、運転に関係する設備をき損、もしくはその機能を妨害した場合をいう。信号用のボンド類・閉塞用の通信線・き電線等を窃取した場合または車掌弁をらん用するなど、故意に列車を停止または出発させた場合を含む。

(12) **踏切障害** 列車または入換中の車両が踏切道で自動車・オート3輪車・オートバイ・自転車・リヤカー・そり等の諸車および牛馬類と衝撃した場合をいう。

(13) **列車火災** 列車が機関車または暖房車の散火・車内取付のストーブ・送電故障・車両故障・漏電等によって火災となった場合をいう。

(14) **沿線火災** 機関車・暖房車等の散火によって鉄道沿線に火災を生じた場合、または車両が火災となった場合をいう。鉄道沿線の一般火災のため列車が運転休止、折返し運転または遅延した場合を含む。

(15) **線路故障** 風水害・なだれ・吹きだまり・積雪・凍上・地震または軌条き損等によって列車の運転に影響のあった場合をいう。

(16) **送電故障** 発電区・変電区または購入電源等の故障によって、列車運転用の電力を所定通り送電できない場合、またはき電線・電車線・第三軌条が故障となった場合をいう。

(17) **閉塞装置故障** 閉塞器の故障または運動閉塞式の閉塞でこの故障等、閉塞装置の機能に故障を生じた場合をいい、通票閉塞式の通票の欠乏した場合を含む。

(18) **信号装置故障** 信号装置の機能の故障による停電・錯誤現示あるいは信号灯の断しんによる消灯等をいう。

(19) **車両故障** 蒸気機関車・電気機関車・電車・気動車が故障のため運転不能となった場合、客車・貨車が故障のため列車から解放した場合、または車両が故障のため旅客列車が10分以上、貨物列車が30分以上遅延した場合をいう。

(20) **車両破損** 車両入換または積荷等によって車両に破損を生じた場合をいう。

(21) **死 傷** 列車または車両の運転に関して旅客・公衆・職員・準職員・作業員等が死傷した場合で、他の事故に属さない場合をいう。車扉にはさまれたもの、列車からの投棄物によって死傷した場合は含まない。

(22) **列車遅延** 他の事故に属さない場合で旅客・混合列車が10分以上、貨物列車が30分以上遅延した場合をいい、列車の組成・客荷扱および他の列車事故の影響による場合は含まない。

(23) **そ の 他** 以上各号以外の事故をいい、つぎの13に分類されている。

ア 列車支障 イ 通票誤扱 ウ 風害運転休止 エ 信号機外停車 オ 停車場通過 カ 停止位置行過 キ 転轍器破損 ク 車止破損 ケ 車両障害 コ 隧道内窒息 サ 乗務中疾病 シ トロリー逸走 ス 雑

私 鉄（内容が国鉄と同じものは◎印を付した）

地方鉄道・軌道および専用鉄道においては、その施設・車両および運転取扱からみて、事故種類は、大部分が共通のものであるので、地方鉄道運転事故届出規程に定めたものを軌道および専用鉄道に準用している。

地方鉄道

(1) 列車衝突◎ (2) 列車接触◎ (3) 列車脱線◎ (4) トロリー衝突◎ (5) 車両脱線◎ (6) 車両逸走◎ (7) 列車分離◎ (8) 閉塞違反◎ (9) 信号違反◎ (10) 異線進入◎ (11) 列車妨害◎

(12) 踏切障害 踏切道において列車または車両が人または車